

第51回島マス記念塾ディベート

# 「生活保護制度」は是か非か

肯定側チーム

ピュアホワイト

VS

日本エレキテル非～派～連合

否定側チーム

2015年3月5日(木)

PM7:30開始 

沖縄市社会福祉センター2階

No Debate  
No Life

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
さて、この度、塾生の自主学習活動の一環として、  
裏面の資料のとおり「2014年度ディベート研究発表」  
を行うことになりました。

つきましては、何かとご多忙の折とは存じますが、  
51回目となる本ディベートをご覧いただきますよう、  
お知らせいたします。

多くのおみなさまのご参加を心よりお待ちしております。

ウラ面もご覧ください→

ディベートとは、決められたあるひとつのテーマ（論題）をめぐって、2つに編成されたチームの間で、一定のルールに従って繰り広げられる討論(知的格闘技)のことである。

## 第51回テーマ「生活保護制度」は是か非か

### 【解説】

生活保護とは、日本国憲法第25条の理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立助長を目的とするものである。

日本には、生活困窮に陥った際に適用される制度として、3つのセーフティーネットと呼ばれる支援策がある。第1のセーフティーネットは、失業した場合に生活費の心配をせずに求職活動ができる雇用保険制度。第2のセーフティーネットは、就業支援を目的に生活資金や住宅入居費などの貸付け・支給などを行う支援制度。そして、第1、第2のセーフティーネットからもれた場合に適用される第3のセーフティーネットが「生活保護制度」となり、最後の救護策とも言われている。

現在、生活保護の受給者数は、約216万人（平成26年4月現在）で、年々増加傾向にあるが、その背景には、自分自身の努力によっても雇用は安定せず、貯蓄は目減りし、家族や親族の支えも期待できず、生活するに十分な給付が準備されていないワーキングプア世帯や、生活基盤の弱い高齢者や母子世帯などの生活困窮者が著しく増加していることが予想されるが、同時に、数多くの生活困窮者がこの制度で救われたであろう事も推測できる。

また、生活保護の適用外であるのに不正に給付を受ける「不正受給」、利用できる要件はあるのに受け付けられずに、病死や餓死などに至る「給付漏れ」、生活困窮者に生活保護を受けさせ、保護費を搾取する「貧困ビジネス」などの問題も起きている。

さらに、就労による「経済的自立」の支援を重視するあまり、給付された保護費の適正な使い道を指導するなどの「生活面の自立」の支援が十分に行われていない事でも、様々な問題が生じている。真に「生活保護制度」が必要な生活困窮者に対して、本制度が適正に運用されるためには、今後、解決すべき課題も多く存在するようである。（事務局・観）

＝ディベートを行うに際して、その論点・争点がそれることなくうまくみ合わせることを目的に、各チーム協議のうえ以下のとおり定義・確約事項を決定した。＝

### 【定義】

日本の現行の生活保護法に基づく、生活保護制度とする。

### 【確約事項】

- ①法律論に深入りしない。
- ②医療扶助、生活扶助、住宅扶助、介護扶助の4つの保護種類に限定する。
- ③介護が必要な高齢・障がい者についての保護の必要性等については議論しない。
- ④海外の事例は紹介程度とし、議論はしない。

日時：平成27年3月5日（木） 午後7時半～午後9時半

場所：沖縄市社会福祉センター2階会議室

問合せ：沖縄市社会福祉協議会 TEL 937-3385

申し込みは必要ありませんので、どうぞ自由にご参加ください。